

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一般粉じん発生施設の基準適合命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	大気汚染防止法第 18 条の 4

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	大気汚染防止法第 18 条の 3、第 18 条の 4 大気汚染防止法施行規則第 16 条、別表第 6
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、一般粉じん発生施設を設置している者が大気汚染防止法施行規則別表第 6 に定める基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 73 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日